



妊婦さん



または

3歳以下の子の保護者



タクシーチケット



交付します!

子育て世帯応援



交付内容

タクシーチケット500円分×月5枚×月数

4月中に申請すると・・・

500円分×月5枚×12月=3万円分

※ 申請のあった月から有効期限までの枚数をまとめて交付します。

※ タクシーチケットの有効期限は、令和7年3月31日までです。乳幼児が4歳を迎える場合、乳幼児が4歳を迎える月の月末が有効期限です。

※ タクシーチケットは、対象者がいる世帯ごとに交付します。よって、乳幼児の保護者である父親および母親に対し、それぞれに上記の枚数を交付することはできません。

注目ポイント!

交付枚数が月1枚増えました

対象者の要件

次の①～③の要件を全て満たす方

- ① 母子健康手帳の交付を受けている妊婦又は3歳以下の乳幼児の保護者
- ② 里庄町住民基本台帳に登録されていて、現に町内に居住していること
- ③ 対象者及び同一敷地内に居住する親族その他の方に町税などの滞納がないこと

※ 住民票のない方、町外に居住している方は、対象者の要件を満たしません。

※ 町税などとは、町税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（延滞金を含む）です。

申請方法

「里庄町子育て世帯応援タクシー料金助成券交付申請書兼同意書」に必要事項を記入のうえ、企画商工課へ郵送又は持参してください。



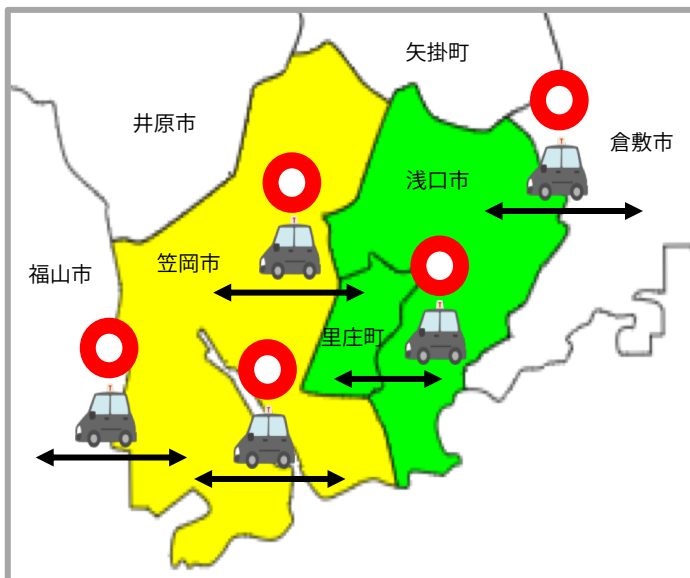


利用できるタクシー事業者

チケットは、里庄町に登録している以下のタクシー事業者に限りご利用いただけます。

	事業者名	電話番号
里庄町	旭交通里庄（株）	0120-042-624
	（有）里庄タクシー	0120-645-829
浅口市	（有）鴨方タクシー	0120-396-661
	（有）寄島タクシー	0120-214-405
	浅口交通（株）	0120-326-666
笠岡市	笠岡タクシー（株）	0120-139-394
	（有）富岡交通	0865-63-2668

利用できる範囲



注目ポイント!

浅口市・笠岡市のタクシーも
利用できるようになりました

タクシーへの乗車と降車のどちらとも（またはいずれか）が、営業区域内である里庄町・浅口市・笠岡市の場合に利用することができます。実際の配車については、タクシー事業者へご確認ください。

営業区域内から倉敷市や福山市などの遠方への配車は難しい場合がありますので、あらかじめタクシー事業者へご相談ください。





利用案内（Q&A形式）

Q どのような場面で利用できますか？

A タクシーチケットは、公共交通手段であるタクシー利用の経済的な負担と妊婦さん及び育児に係る負担軽減を目的に交付しています。制度の目的に沿った利用にご協力ください。具体的には、次のような利用を想定しています。

妊婦さんや子どもの
検（健）診・通院



子どもを連れて買い物



子どもの送り迎え



駅や駐車場の狭い場所へのアクセスが特に便利！

Q 利用できるタクシー会社はどこですか？

A 町に登録しているタクシー事業者に限り使用できます。郵送するタクシーチケットに同封している一覧表または企画商工課ホームページでもご確認いただけます。

Q タクシーを利用できるのは誰ですか？

A タクシーチケット綴りの表紙に記載された利用者（対象者本人）が乗車する場合に限りご利用いただけます。他人に譲渡、貸与、またはこの事業の目的以外に使用することはできません。

Q 本人以外の方がタクシーに同乗することはできますか？

A 利用者（対象者本人）が乗車していれば、子どもや家族などが同乗することができます。

Q タクシーチケットを利用するにはどうすればいいですか？

A タクシーに乗車する際、乗務員に利用する旨を申し出てください。なお、使用するタクシーチケットには、乗務員が乗車日などの必要事項を記入します。

Q タクシー乗車料金（運賃）のお釣りはもらえますか？

A 乗車料金500円につき1枚使用することができます。なお、おつりは出ませんのでタクシーチケットの助成額を超える額は、利用者が現金で負担してください。



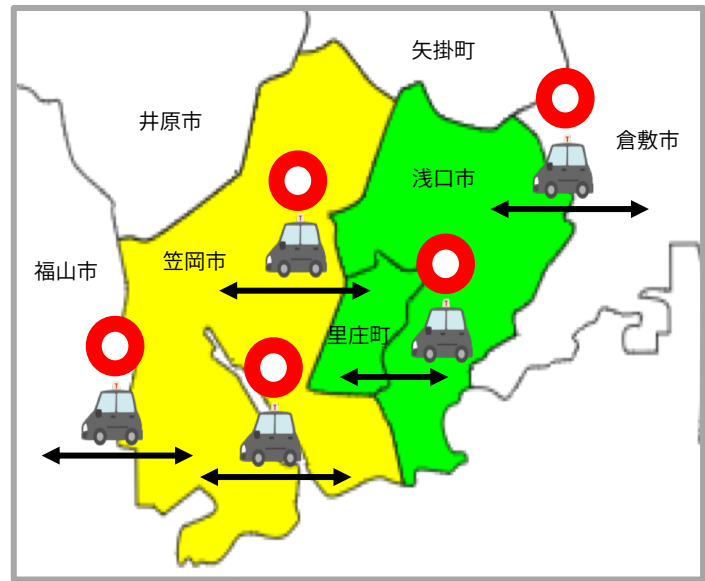


利用案内（Q&A形式）

Q 利用できる範囲はどこですか？

A タクシーへの乗車と降車のどちらとも（またはいずれか）が、営業区域内である里庄町・浅口市・笠岡市の場合に利用することができます。実際の配車については、タクシー事業者へご確認ください。

営業区域内から倉敷市や福山市などの遠方への配車は難しい場合がありますので、あらかじめタクシー事業者へご相談ください。



Q タクシーチケットを破損してしまいました。再交付してもらえますか？

A タクシーチケットを破損または汚損し使用できなくなったときは、そのチケットと引き換えに再交付することができますので、企画商工課にご連絡ください。なお、チケットを紛失した場合や破損したチケットをご自身で処分した場合、再交付には応じられません。

Q 陣痛タクシーとして利用することはできますか？

A 陣痛が来た場合の利用について、タクシー事業者の営業時間内であれば配車可能ですので、タクシー事業者にご相談ください。なお、陣痛タクシーとしてのサービスはありません。

Q ベビーカーや子どもの大荷物などは積み込むことができますか？

A 折りたたんだベビーカーや子どもの大荷物などは、トランクに収納することができます。タクシー事業者の乗務員にお声がけください。

Q 子どものチャイルドシートは着用する必要がありますか？

A タクシー乗車時には、道路交通法におけるチャイルドシートの使用義務は免除されています。安全に乗車するために、保護者はシートベルトを確実に着用し、乳幼児は年齢に応じて抱っこ紐などで固定する、シートにしっかりと座らせるなどの対応をお願いします。

Q 子どもを乗車させるときに注意することはありますか？

A 子どもが車内で動き回ったり、揺れで転倒したりしないよう、目を離さずしっかりと固定するか座らせてください。また、子どもがドアのチャイルドロックに触れないよう注意してください。また、子どもがドアに挟まれないよう、保護者と一緒に乗り降りするようにしてください。

